

## 小林市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

### 1 対象業務の概要

#### (1) 目的

本業務は、現行の計画である「小林市地域公共交通計画」の計画期間満了に伴い、新たに計画を策定するための業務である。本業務を専門的知識に基づき、円滑、効率的かつ適切に実施するため「小林市地域公共交通計画策定支援業務委託」の受託事業者を公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、計画策定に向けた業務を行う事業者を選定することを目的とする。

なお、本業務の実施主体は「小林市地域公共交通活性化協議会」（以下、「協議会」という。）とし、本プロポーザルにおいて選定された事業者は協議会と契約を締結する。また、本プロポーザルについては、「小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱」に準じて手続を行う。

#### (2) 業務名

小林市地域公共交通計画策定支援業務委託

#### (3) 業務内容

「小林市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 業務履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

#### (5) 予定金額（提案上限額）

金7,479,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 公募型プロポーザル方式等を採用する理由

価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識、経験などを有する業者から広く提案を受ける必要があることから公募型プロポーザル方式とする。

### 3 契約締結までの全体スケジュール（予定）

内容	日程・期限
公募開始	令和8年5月22日
質問書の提出期限	令和8年5月29日午後5時必着
質問書への回答	令和8年6月3日午後5時までに回答
参加表明書提出期限	令和8年6月5日午後5時必着
参加資格結果通知	令和8年6月9日
企画提案書提出期限	令和8年6月15日午後5時必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年6月24日
審査結果通知	令和8年6月26日

審査結果の公表	令和8年6月26日
受注候補者との協議	令和8年6月26日～
契約	令和8年7月上旬予定

#### 4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、必要に応じて協議会から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日において、小林市及び宮崎県から指名停止措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）第2条第1号の暴力団及び同条第3号の暴力団関係者に該当しない者並びに当該法人等に同条第2号の暴力団員を含んでいないこと。
- (6) 直近5年間に於いて、地方公共団体又は国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務、交通計画等に関する調査業務、公共交通に関連する各種業務の受託の実績を有していること。
- (7) 協議会と円滑な連絡調整ができる本社、支社、営業所等業務の拠点を宮崎県内に有していること。

#### 5 申込方法

- (1) 小林市地域公共交通活性化協議会事務局（小林市企画政策課内）

（問合せ先）

〒886-8501 小林市細野300番地

小林市役所総合政策部企画政策課（本庁舎3階）

電話 0984-23-0456

FAX 0984-22-4177

Mail k\_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

- (2) 提出書類

参加表明書（様式第1号）及び添付書類

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(1)の事務局宛て提出すること。

(4) 提出期限

①持参の場合 令和8年5月22日（金曜）から令和8年6月5日（金曜）まで  
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

②郵送の場合 令和8年6月5日（金曜）必着

(5) 参加資格結果通知

参加資格結果について、令和8年6月9日（火曜）までに通知する。

※参加資格要件のうち、暴力団排除に関する事項の審査については、提出された誓約書（様式10号）の内容をもって要件を満たしたものとみなし、結果通知を行う。ただし、本市は、参加申込の受理後、速やかに関係機関への暴力団照会を実施する。審査の過程であっても、暴力団員の在籍や、提出書類に虚偽の報告があったことが判明した場合には、直ちに当該事業者を失格とする。※通知は、電子メール及び文書により行う。

## 6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間 令和8年5月22日（金曜）～5月29日（金曜）午後5時まで

(2) 質問方法

①質問は、質問書（様式第6号）を電子メールにて提出すること。

（件名に「小林市地域公共交通計画策定支援業務に関する質問」とすること。）

②審査に関する質問には応じない。

③提出先：協議会事務局（小林市役所企画政策課）

E-Mail：k\_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

(3) 回答方法

質問事業者に随時回答するものとし、令和8年6月3日（水曜）午後5時までに、参加する全ての事業者に全ての内容を電子メールで送付する。

## 7 企画提案書の提出 ※紙資料に加えて、データでの提出も必須とする。

(1) 受付期間 令和8年6月9日（火曜）～6月15日（月曜）午後5時必着

(2) 提出書類及び提出部数

・提案書（様式7号） 正本1部

・添付書類（様式7号に記載のある書類） 正本1部、副本9部

(3) 提出方法 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。

(4) 提出先 協議会事務局（小林市役所企画政策課内）

データの提出先 E-Mail：k\_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

(5) 備考：企画提案書はA4版30ページ以内（表紙、目次を除く）とし、両面印刷可とする。なお、本文の文字サイズは11ポイント以上とする。

## 8 審査方法

審査に当たっては、小林市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル選定要領（以下「選定要領」という。）を別に定める。

### (1) 選定委員会の設置

小林市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第6条第1項に基づき、選定委員会を設置する。

### (2) 選定委員会の構成

選定委員会は、協議会委員及び小林市の職員を委員として組織する。

### (3) プレゼンテーションの実施

選定委員会は企画提案書等の内容を確認するため、選定要領に基づきプレゼンテーション審査を実施する。開催日時等の詳細については、提案者に別途通知する。

### (4) 評価項目及び評価基準

選定要領のとおりとする。

### (5) 審査結果の通知等

審査の結果は、全ての提案者に対し、審査結果通知書（様式第4号）により通知する。

## 9 その他必要な事項

### (1) 参加資格の喪失

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザル参加資格を喪失するものとする。

①前記4の資格要件を満たさなくなったとき。

②参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

### (2) 参加辞退等

参加表明書等提出後に、何らかの理由で参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を事務局に提出するものとする。